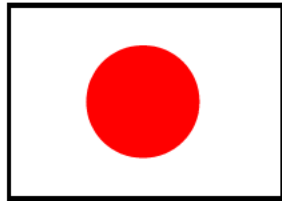


# 日モンゴル経済連携協定 原産地規則の概要



平成28年6月

# 目次

## I. モンゴルEPA税率適用のための3つのステップ

### II. 原産地基準の概要

1. 完全生産品/原産材料のみからなる産品
2. PSR(品目別規則)を満たす産品
  - 2.1. 関税分類変更基準の例
  - 2.2. 加工工程基準の例
  - 2.3. 付加価値基準の例
3. デミニミス(僅少の非原産材料)等

### III. 通関・原産地手続の概要

1. モンゴルEPA税率の適用手続
2. 輸入通関時の留意点
3. 原産地証明書に係る留意点
4. 運送要件証明書
5. 事後的な確認の手続
6. 事前教示制度
7. 発効前後の貨物の取扱い

# I. モンゴルEPA税率適用のための3つのステップ

## ①モンゴルEPA税率（の有無）

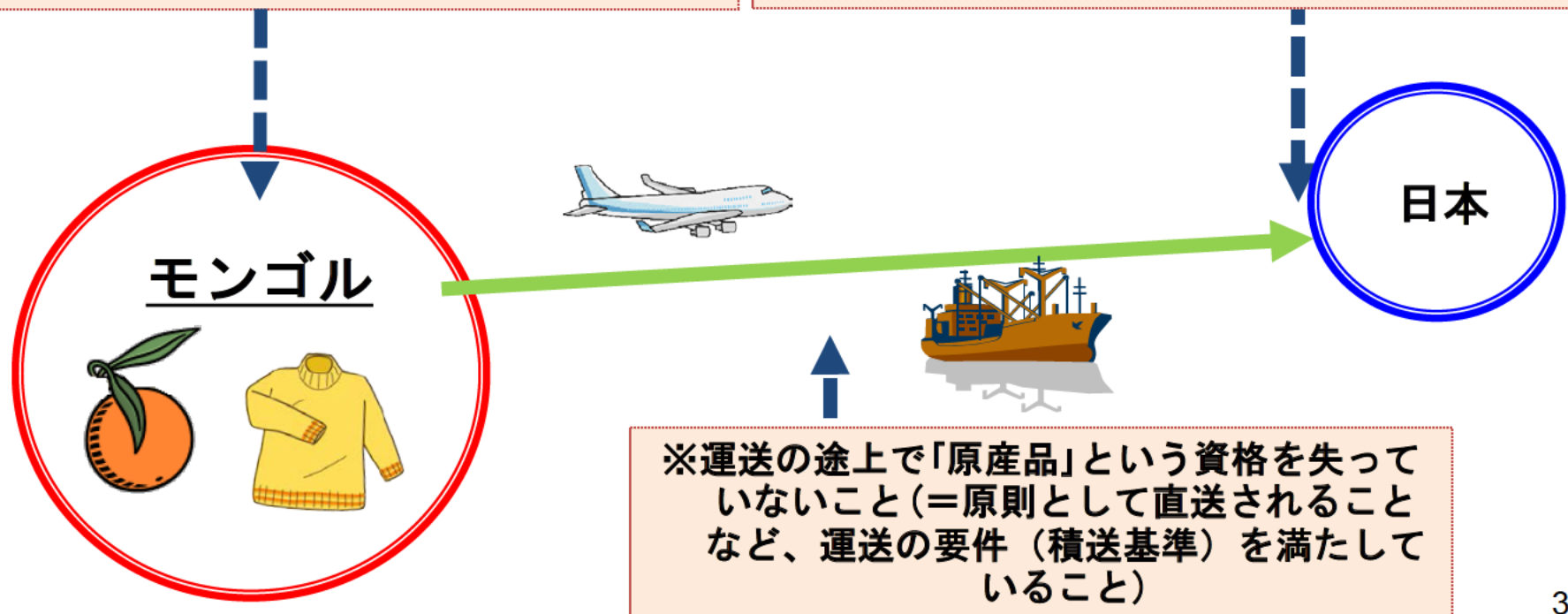
輸出入される産品にモンゴルEPA税率が設定されているか

## ②原産地基準を満たすか

その産品（貨物）が「原産品」であること（=原産地基準を満たしていること）

## ③手続的要件（原産地手続）

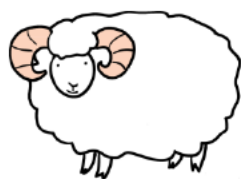
税関に対して「原産品」であることを申告すること（原産地証明書を提出するなど、必要な手続を行うこと）



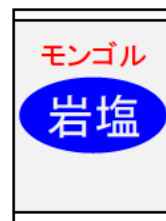
## Ⅱ. 原産地規則の概要

## 2. ①完全生産品

○完全生産品とは、当該締約国において完全に得られ、又は生産される產品のこと。



(例) 生きている動物であって、  
当該締約国において生まれ、  
かつ成育されたもの  
(家畜等)



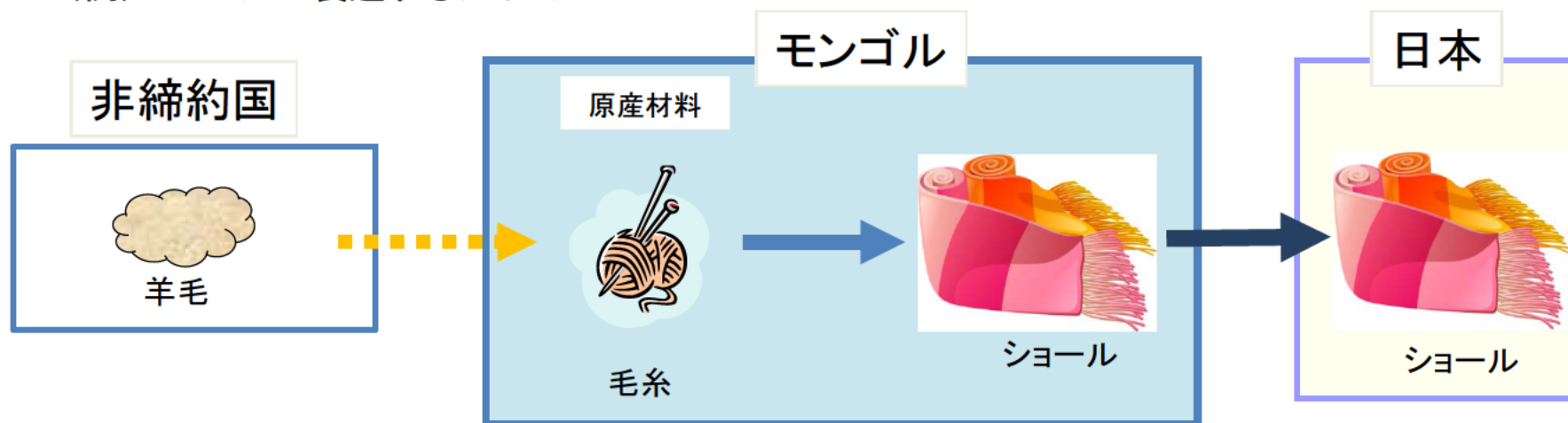
(例) 当該締約国から抽出され、  
又は得られる鉱物その他の天然の物質  
(岩塩等)

## ②原産材料のみからなる產品

○当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される產品のこと。

○生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

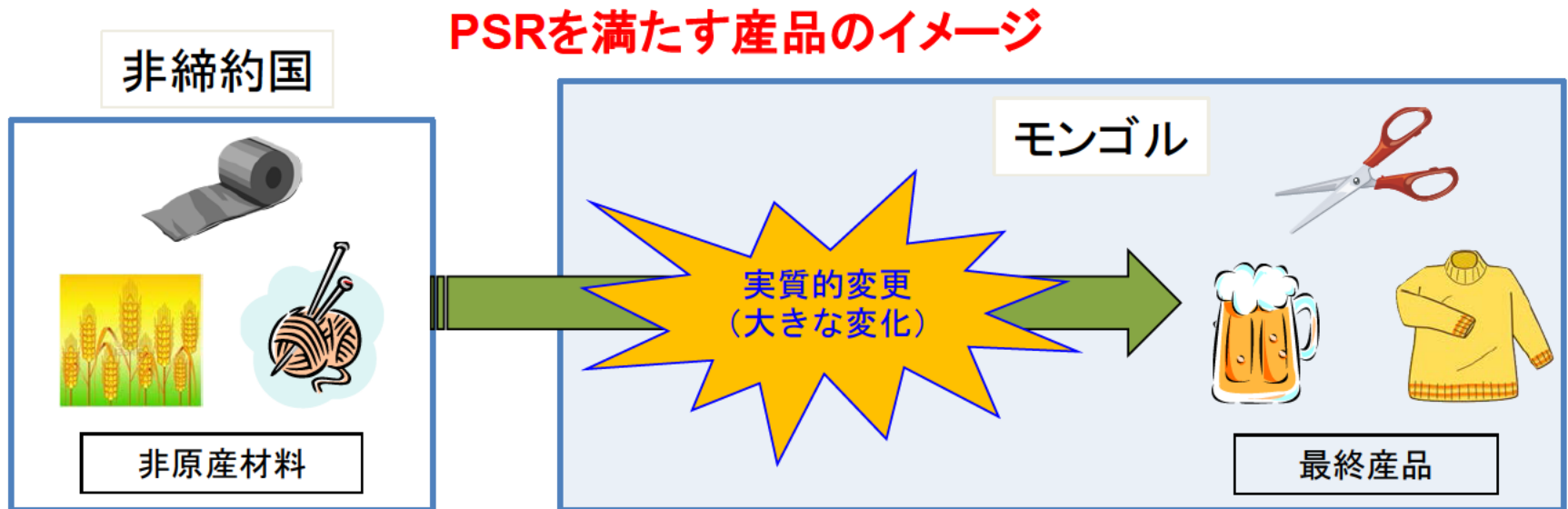
(例) モンゴルで製造するショール



### 3. PSR(品目別規則)を満たす産品

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をモンゴル協定上の原産品と認めるもの。

○PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。



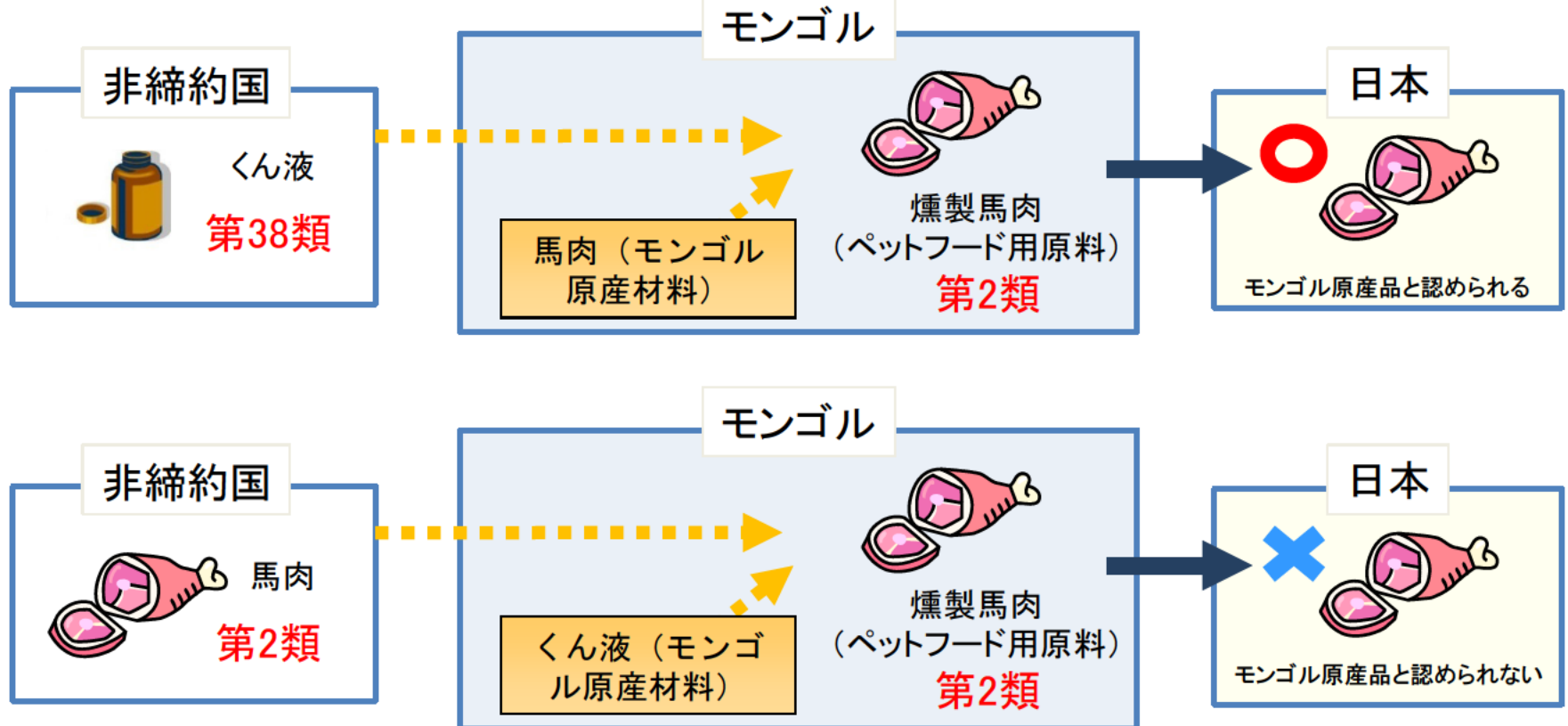
#### 【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②加工工程基準: 非原産材料を使用した最終産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。
- ③付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値を付与すること。

### 3. 1. 関税分類変更基準の例

○モンゴルにおいて、材料である馬肉とくん液から燻製馬肉を製造。  
○非締約国のくん液(第38類)を用いた場合は、非原産材料(くん液)と最終産品(燻製馬肉)の関税分類番号に特定の変化があることから、燻製馬肉はPSRを満たし、モンゴルの原産品と認められるが、非締約国の馬肉(第2類)を用いた場合は、関税分類番号に変化がないことから、原産品と認められない。

(注)燻製馬肉(ペットフード用原料)(第0210.99項)の品目別規則類の変更(HS2桁レベルでの変更)(第1類からの変更を除く。)



※関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1223)・号(6桁で5204)のHS番号が設定されている。

## 3. 2. 加工工程基準の例

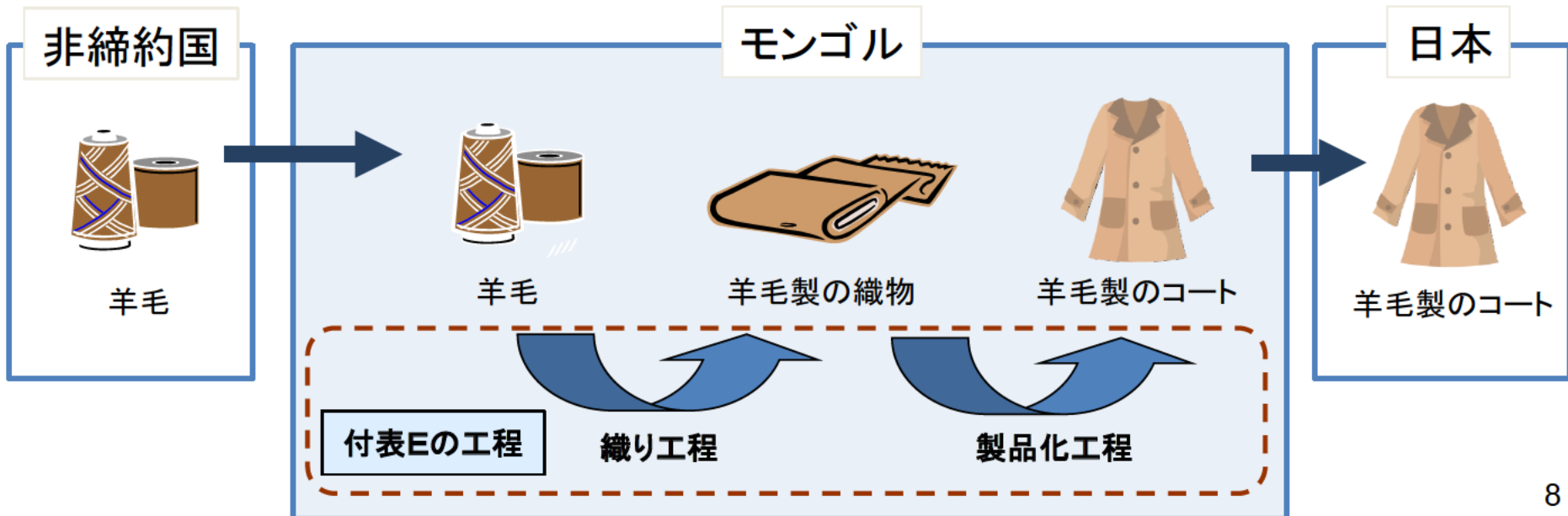
○材料である羊毛を非締約国より輸入し、モンゴルにおいて羊毛製のコートを生産。  
○この場合、モンゴルでの製造において、特定の加工工程が施されていることから羊毛製のコートはP  
SR(この例の場合、織物からの製造(織り工程及び製品化工程を経る場合に限る)を経ていること)を  
満たし、モンゴルの原産品と認められる。

(注)羊毛製のコート(62類)の品目別規則

織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る)

・附属書二の付表 E 衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の製品

メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
必要	必要





### 3. 3. 付加価値基準の例

○材料である車体の鉄鋼製品等を非締約国より輸入し、日本で乗用自動車を製造。  
 ○この場合、日本での製造において、付加された価値(8,000米ドル)が、製品全体の価額(10,000米ドル)に対して40%以上であることから、乗用自動車はPSRを満たし、日本の原産品と認められる。

(注1) 乗用自動車(第87.03項)の品目別規則

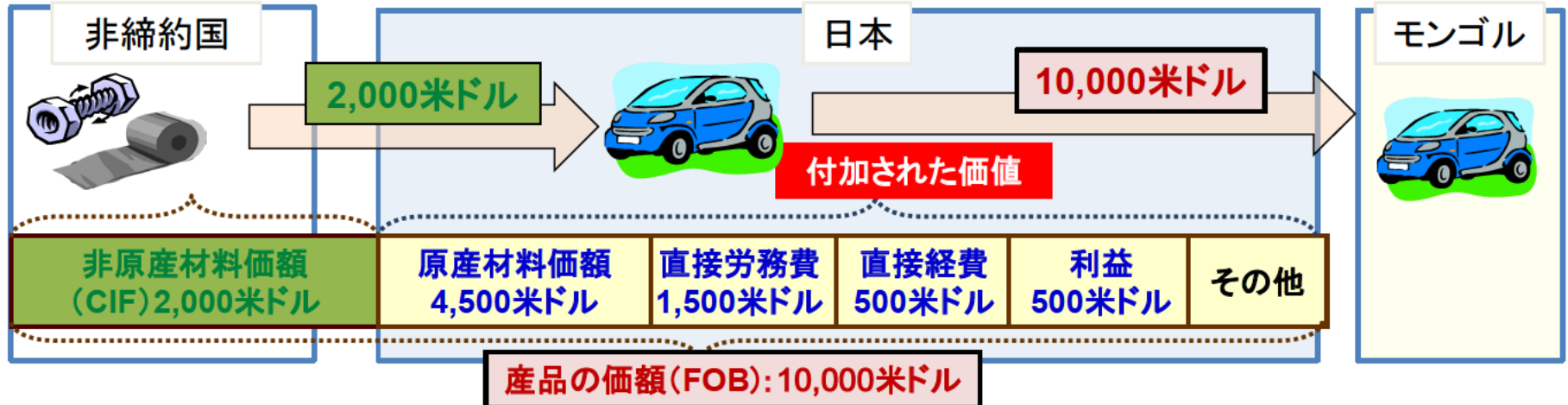
付加された価値(原産資格割合)が製品全体の価額に対して控除方式で40%以上等

(注2) 控除方式による計算方法

[(製品の価額－使用された非原産材料価額の合計)／製品の価額]の計算式で原産資格割合を算出

(注3) 積上げ方式による計算方式

[(使用された原産材料価額の合計＋直接労務費＋直接経費＋利益)／製品の価額]の計算式で原産資格割合を算出



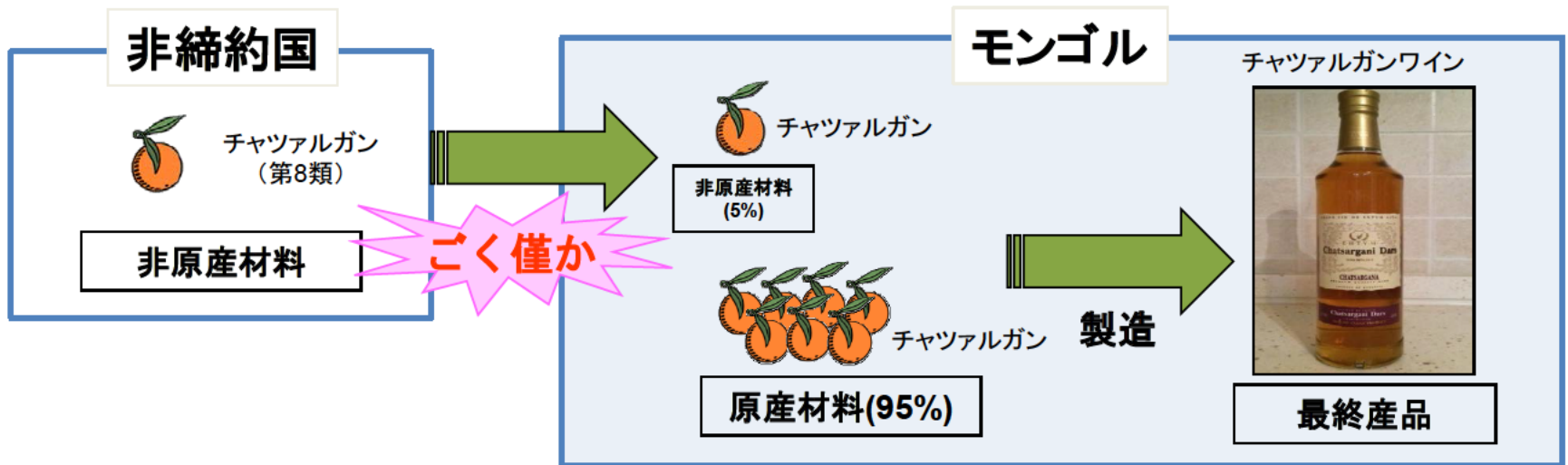
**控除方式** 原産資格割合 (QVC) =  $\frac{10,000 \text{米ドル} - 2,000 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 80\% \geq 40\%$

**積上げ方式** 原産資格割合 (QVC) =  $\frac{4,500 \text{米ドル} + 1,500 \text{米ドル} + 500 \text{米ドル} + 500 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 70\% \geq 40\%$

## 4. デミニミス(僅少の非原産材料)等

○非原産材料を使用している場合、その使用がわずかな場合には、その産品を原産品と認めるもの。一般的に、関税分類変更基準に適用される。

### デミニミスのイメージ



(注)チャツアルガンワイン(2206.00号)の品目別規則類の変更(第8類又は第20類の材料からの変更を除く。)

### 【デミニミスの基準】

○ 原則として産品のFOB価額の10%以下

○ ただし、50～63類の繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の10%以下

(注)1～24類の産品の生産に使用される非原産材料について、当該産品と同一の号(HS6桁)に掲げられる非原産材料についてはデミニミスを適用しない。

※原産地基準として、デミニミスの他、累積(原産性の判断に際し、日本やモンゴルの原材料を算入できるルール)、包装材料の取扱い(原産性の判断に際し考慮しなくてよい)等の規定が設けられている。

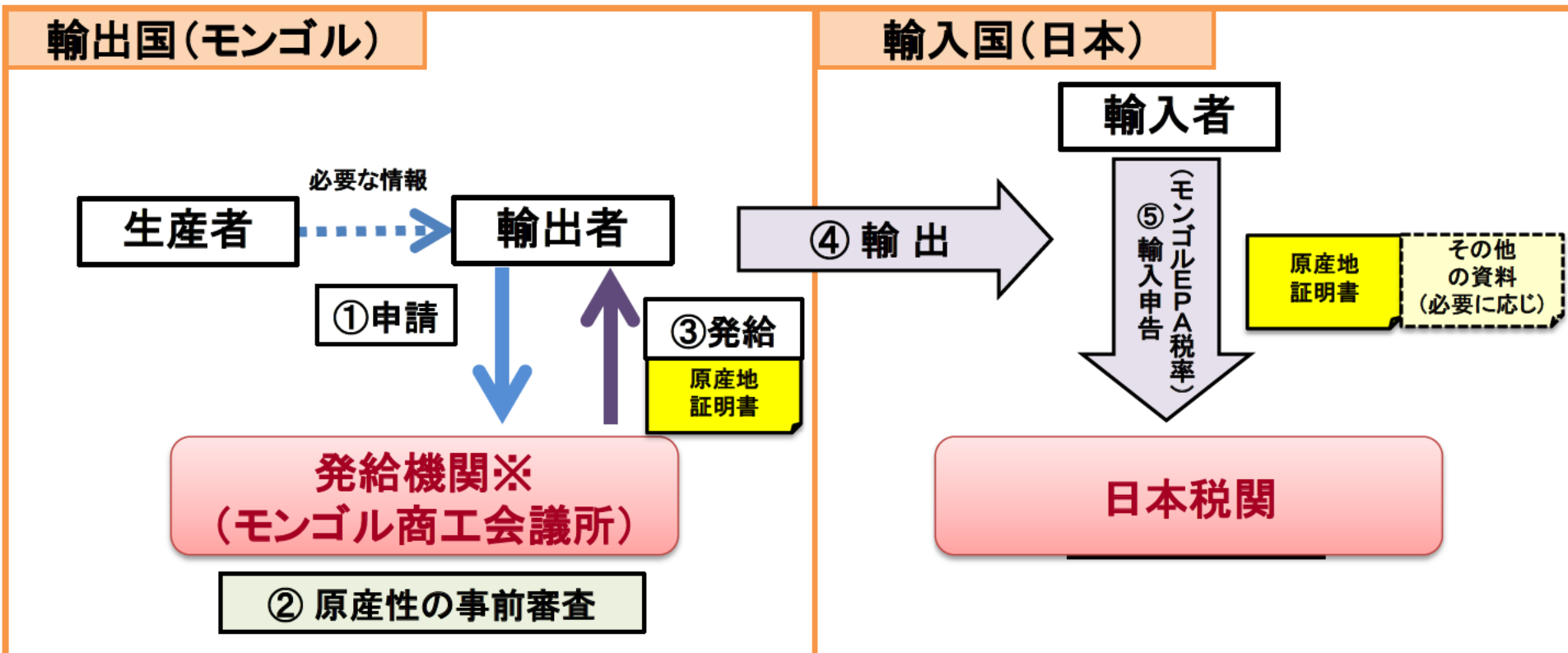
## Ⅲ. 通関・原産地手続の概要

# 1. モンゴルEPA税率の適用手続(第三者証明制度)

○輸出者の申請により、貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによって原産地証明書を発給する。

○輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産品であることを証明する情報を得るなどして発給申請することになる。

○輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に、原産地証明書を輸入国税関に提出する。



※日本からの輸出の場合、発給機関は「日本商工会議所」(<http://www.jcci.or.jp/>)

## 2. 輸入通関時の留意点

### 原産地証明書の提出義務

#### ○原産地証明書の提出

(モンゴル協定第3・15条1、関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

- 輸入申告の際に提出しなければならない

#### ○以下の場合には、提出を要しない。

(モンゴル協定第3・15条2、関税法第68条、関税法施行令第4条の12第2項第5号、第61条第1項第2号イ、第83条第3項)

- 課税価額の総額が一定の金額以下の輸入
  - \* 日本への輸入の場合は20万円以下の貨物、モンゴルの場合は、協定上少なくとも1500米ドル以下の場合
- 輸入国が義務を免除する貨物
  - \* 日本の場合、AEO事業者に係る特例申告貨物については原産地証明書の提出に代えて保存

#### ○一般特惠関税制度(GSP)とモンゴルEPAとの関係

モンゴルは一般特惠関税制度(GSP)の受益国であるが、協定発効日以後は、**モンゴルEPA税率 ≤ 一般特惠税率である場合**、一般特惠税率は適用できず、モンゴルEPA税率を利用する必要がある。

(関税暫定措置法施行令第25条第2項第7号)

- GSP用のFormAではなく、モンゴル協定で定められた原産地証明書の提出が必要

(参考)税関ホームページ「一般特惠税率の適用が可能な品目」

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/tokkei.htm](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm)

### 3. 原産地証明書に係る留意点

- **HS番号の表記** : HS2012に従う  
(モンゴル協定附属書2(品目別規則)、モンゴル運用上の手続規則第1規則2)
- **発給機関** : モンゴル商工会議所  
(モンゴル運用上の手続規則第8規則4)
- **記入言語** : 英語  
(モンゴル協定第3・16条5、モンゴル運用上の手続規則第1規則1)
- **提出時期** : 輸入申告時(ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予)  
(関税法施行令第61条第4項)
- **有効期間** : 発給された日から1年間  
(モンゴル協定第3・16条7、関税法施行令第61条第5項)
- **対象となる輸入** : 1回限り  
(モンゴル協定第3・16条7)
- **発給後の修正** : 修正、追記箇所、発給機関の印影又は署名がある場合は受理  
(モンゴル運用上の手続規則第4規則2)

### 3. 原産地証明書に係る留意点

#### 原産地証明書記載事項① 第1欄—第7欄

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者（モンゴルに所在し、モンゴルから 産品を輸出する者）又はその代理人の名称、 住所及び国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Page Number /</p>
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name, Address and Country:</p> <p>輸入者（日本に産品を輸入する者） 又は荷受人の名称、住所及び国名</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND MONGOLIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p>	
<p>3. Transport details (means and route) (as far as known):</p> <p>輸送の詳細（手段及び経路） （分かる範囲で）</p>		
<p>4. Item number (as necessary), Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits):</p> <p>産品毎の品番（必要に応じて）、記号・番 号、包装の個数・種類、産品名及びHS 番号</p>	<p>5. Origin criterion and other instances:</p> <p>原産地基準 A、B、Cのい れかを記入。</p>	<p>6. Quantity (gross or net weight, or other quantity units):</p> <p>重量、数量、そ 他の数量</p>
<p>・産品毎にHS6桁レベルでのHS番号 （HS2012版）を記載。 ・品名は、産品のインボイス上の品名と 実質的に同一でなければならない。</p>	<p>・Aは完全生産品、Bは原産材料のみからなる産品、C はPSRを満たす産品を意味する。 ・加えて累積の規定を適用する場合にはACU、僅少の 非原産材料の規定を適用する場合にはDMIを記載。</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s):</p> <p>インボイスの番 号及び日付</p> <p>産品ごとにグ ロス重量又は ネット重量若 しくはその他 の数量単位を 記載。</p>

### 3. 原産地証明書に係る留意点

#### 原産地証明書記載事項② 第8欄—第10欄

「遡及発給」の場合、第8欄に「ISSUED RETROACTIVELY」と記載（記載欄が異なっても可）。ただし、第3欄への船積日の記載のみでも可。

8. Remarks

- ・紛失等の理由により「再発給」される場合には、新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給され、第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。
- ・原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合、第8欄に「製品に対し別のインボイスが第三国で発行される」旨（例えば、“The goods will be invoiced in a non-Party.”等）を記入。

9. Declaration by the exporter or its authorized agent :

I, the undersigned, declare that the good(s) is (are) (an) originating good(s) of \_\_\_\_\_ for the purposes of the Agreement between Japan and Mongolia for an Economic Partnership.

原産国の国名(MONGOLIA)を記入

Place and Date:

Signature of authorized signatory:

Name (printed) 輸出者(又は代理人)による記入。

Company: 証明書申請の日付  
署名(自署又は電子的印刷)

10. Certification:

The undersigned hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) is (are) considered as (an) originating good(s) of \_\_\_\_\_.

Competent governmental authority or Designee office:

輸出締約国の権限のある当局又は発給機関による記入

Stamp:

- ・日付(原則として船積みの時まで ⇒それより後の発給を「遡及発給」として扱う。)
- ・押印
- ・署名(自署又は電子的印刷)

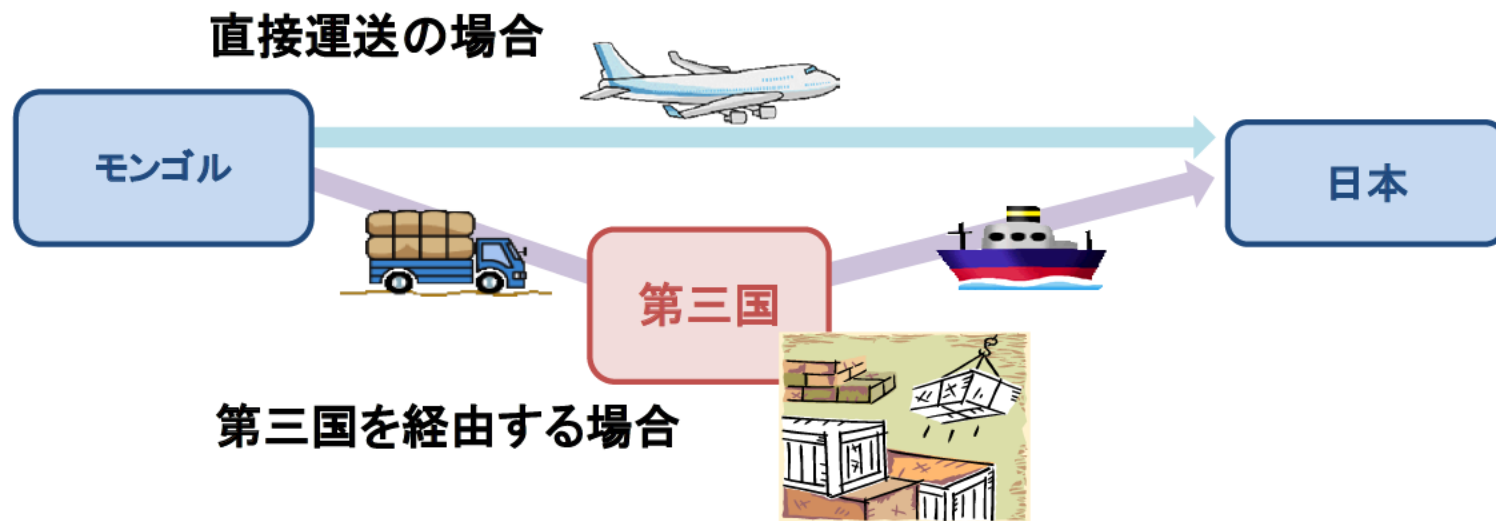
Place and Date:

Name (printed) and Signature:



## 6. 運送要件証明書

○ 第三国を経由して締約国に輸入する場合で、モンゴルEPA税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たしていることを示す書類(運送要件証明書)の提出が必要となる。EPAの場合には「運送上の理由」は必要ない。



運送要件証明書として、以下のものが認められている。

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
- ③ その他税関長が適当と認める書類

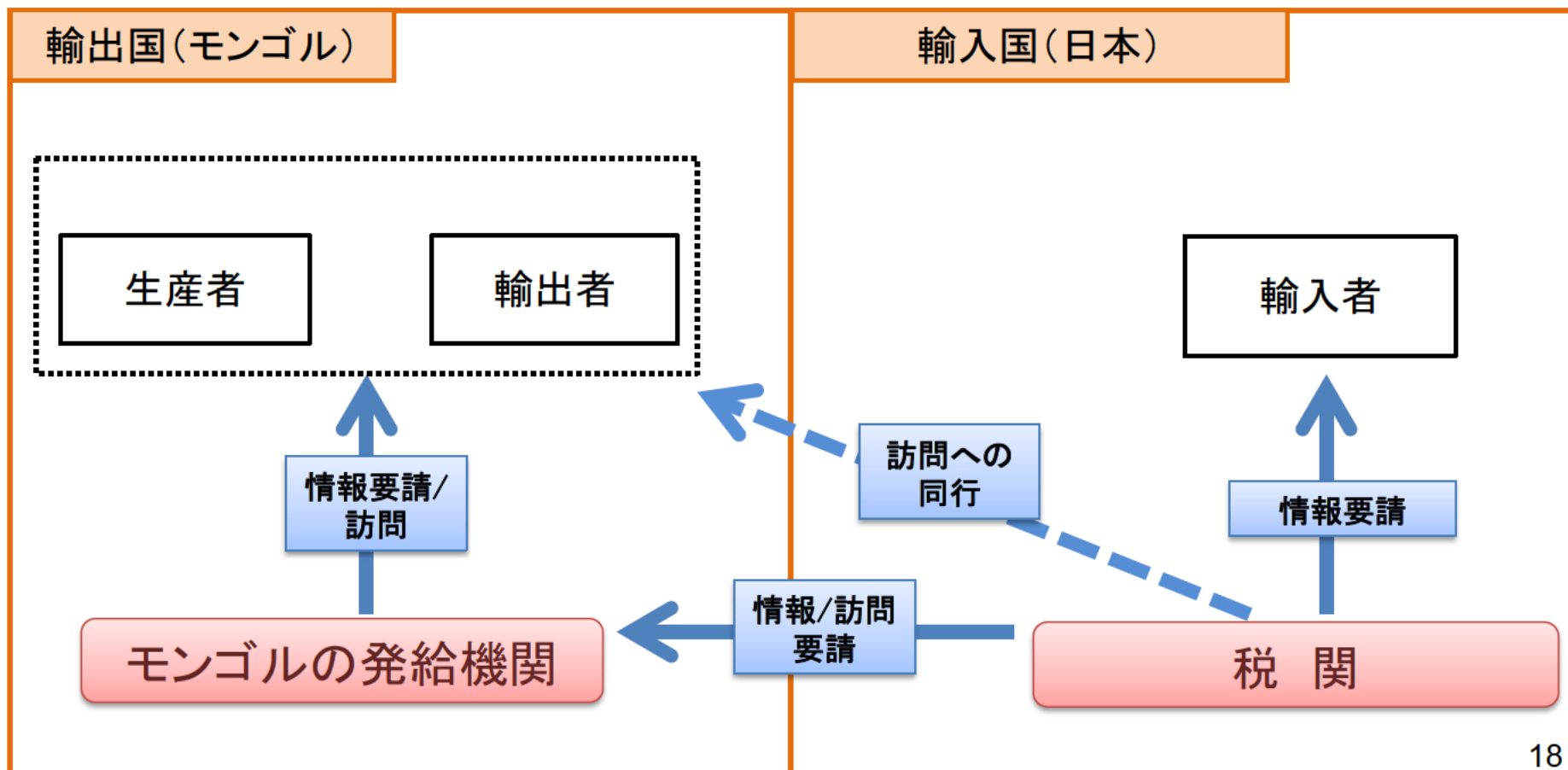
(課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除)

## 7. 事後的な確認の手続

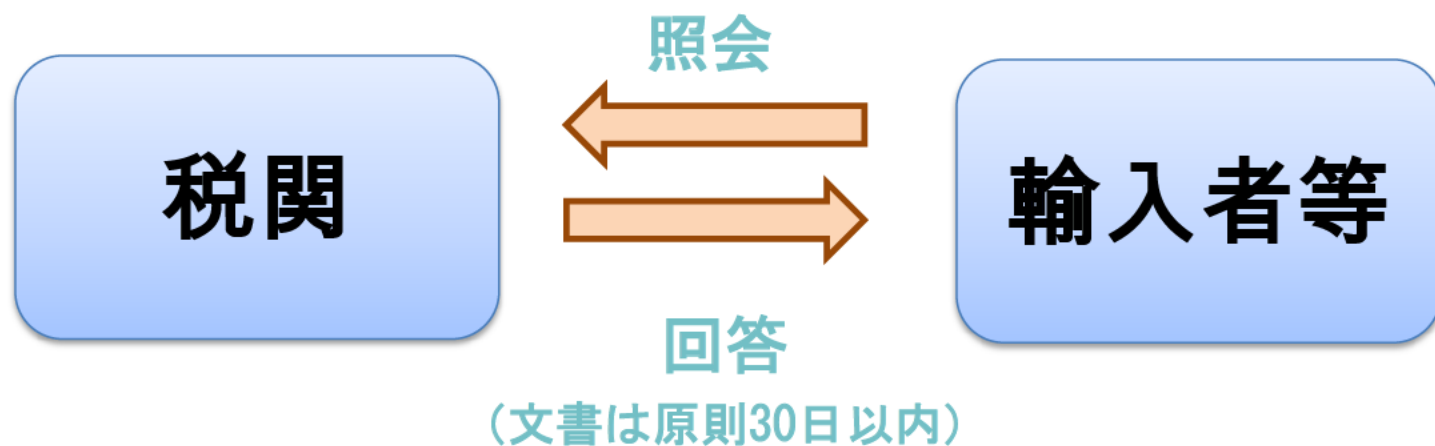
輸入された製品が原産品であったかどうかについて疑義がある場合、税関は、製品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による情報要請
- ② 輸出締約国の発給機関に対し、当該製品が原産品であるか否かについての情報提供を要請。
- ③ 輸出者・生産者に対する訪問確認(輸出国の訪問確認に同行)

(※) 製品が原産品でない場合や輸出国側が十分な情報を提供しない場合等はモンゴルEPA税率の適用を否認できる。



## 8. 事前教示制度



### 【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特恵税率の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）  
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

## 9. 発効前後の貨物の取扱い

### モンゴル協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

- 輸入申告の際にモンゴル協定上の遡及発給された原産地証明書を提出できる場合、モンゴルEPA税率の適用が可能。
- また、上記書類を提出できない場合であっても、提出猶予の申し出・許可前引取り(BP)申請を行い、事後に、遡及発給された原産地証明書を提出することにより、モンゴルEPA税率を適用可能。

協定発効前



船積み

※原産地証明書は原則として船積み前に発給することとされているが、協定発効前に船積みされた貨物については原産地証明書が遡及発給される。



- ・ 輸送中
- ・ 保税地域に蔵置されている

協定発効後

輸入申告

輸入申告時に必要書類を提出できない場合は、BPを利用。

※モンゴルEPA税率の適用を求める申告は、協定発効日(6月7日)から可能。

# 問合せ先:税関の原産地担当部門

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp